

## 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：古物営業法の一部を改正する法律案

規制の名称：営業制限の見直し

規制の区分：新設、**改正**（拡充、**緩和**）、廃止

担当部局：警察庁生活安全局生活安全企画課

評価実施時期：平成30年2月

### 1 規制の目的、内容及び必要性

#### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により、古物商は、その営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）又は取引の相手方の住所若しくは居所以外の場所において、買い受け、若しくは交換するため、又は売却若しくは交換の委託を受けるため、古物商以外の者から古物を受け取ってはならないこととされている。これは、古物の取引を公正にし、また、盗品等の流入を防止する観点から、古物商に対し、古物の受取に際して相手方の住所等の確認、不正品の申告、帳簿記載等の義務を課しているところ、当該義務の履行を確保するためには、古物の受取をする場所が当該義務を履行し得る場所であることが必要であるため、営業所又は取引の相手方の住所若しくは居所に古物の受取場所を限定し、当該義務の履行を期待し難く、監督も困難な場所である露店、路上、空地等における古物の受取を禁止しているものである。

このため、催事場等で開催される古物の展示即売会等において古物の売買契約が成立した場合であっても、古物を受け取るためには、取引の相手方が営業所に赴く又は古物商が取引の相手方の住所若しくは居所に赴く必要がある。

この課題は、今後も引き続き継続することから、現状の制度をベースラインとする。

#### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

##### [課題及びその発生原因]

法第14条第1項の規定により、古物商は、その営業所又は取引の相手方の住所若しくは居所以外の場所において、買い受け、若しくは交換するため、又は売却若しくは交換の委託を受けるため、古物商以外の者から古物を受け取ってはならないこととされていることから、催事場等で開催される古物の展示即売会等において古物の売買契約が成立した場合であっても、古物を受け取るためには、取引の相手方が営業所に赴く又は古物商が取引の相手方の住所若しくは居所に赴く

必要がある。

このため、古物商による古物の買取りの機会を拡大するためには、古物の受取の場所に関する規制を緩和又は廃止することが考えられるが、当該規制を廃止した場合は、古物の受取に関する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の監督を困難にし、盗品処分が増大につながるおそれがあることから、当該規制を一定程度緩和した上で継続させることが適当である。

[規制緩和の内容]

古物商が、仮設店舗（本改正により「露店」から改称）において営業を営む日時及び場所について、あらかじめ、その場所を管轄する公安委員会に届け出た場合は、古物商以外の者から古物を受け取ることができることとする。また、当該届出を、当該場所を管轄する公安委員会に直接に行わなければならないこととすると、当該公安委員会の管轄区域内に営業所を有しない古物商の負担が大きいため、当該古物商の営業所を管轄する公安委員会を経由して届出を行うことができることとする。

本改正では、古物商が、仮設店舗において営業を営む日時及び場所について、あらかじめ、その場所を管轄する公安委員会に届け出た場合は、営業所又は取引の相手方の住所若しくは居所以外の場所で、古物商以外の者から古物を受け取ることが可能となり、古物の買取りの機会が拡大するなどの効果が見込まれる。

また、公安委員会は、古物商が仮設店舗において営業を営む日時及び場所を事前に把握することができれば、必要に応じて警察職員が当該仮設店舗に立ち入ることにより、公安委員会が古物商を適切に監督することが可能となるため、課題解決の手段として合理的である。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

本改正における仮設店舗に関する届出事項は、営業の日時及び場所のみであり、簡易であることから、行政書士等の外部への委託費用等は発生しないと考えられる。また、届出に関する書類の作成に要する時間は、1件当たり15分程度が見込まれ、届出に関する書類を警察署長（本改正に伴い、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）を改正し、公安委員会に届け出る場合においては、仮設店舗において営業を営む場所を管轄する警察署長を経由して行うこととする予定。）まで提出するために要する時間は、30分程度が見込まれる。

当該届出の件数は、平成28年に古物商の許可を受けている者の数等から、約13万7,000件（このうち営業所を管轄する公安委員会を経由して届出が行われる件数は約4,700件）となると見込まれ、労働単価を33.81円/分（国税庁による平成28年分民間給与実態統計調査結果で示された「1年を通じて勤務した給与取得者の年間の平均給与」の422万円を、60分×8時間×5日×52週で除して算出）とすると、本改正に伴い、年間約2億840万円（45分×33.81円×13万7,000件）の遵守費用が発生すると見込まれる。

また、本改正においては、仮設店舗の営業に関する届出についての業務が新たに発生するところ、当該業務に関する人件費単価は、平成29年度地方交付税関係参考資料から66.37円/分（決裁を行う所属長級は79.44円/分）であり、1件当たりの業務時間は20分（営業所の所在地を管轄す

る公安委員会を経由する場合は32分)、所属長級による決裁時間は0.5分となると見込まれることから、年間約1億9,100万円(66.37円/分×(20分×13万2,300件+32分×4,700件)+79.44円/分×0.5分×13万7,000件)の行政費用が発生すると見込まれる。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

現行制度では、古物商に対する監督については、警察職員が営業所等に立ち入ることによって行っているところ、本改正においては、リスク監視のためのモニタリング等として、仮設店舗に立ち行って監督を行う業務が新たに発生する。

仮設店舗に立ち入る件数は、平成24年から28年にかけての古物商に対する平均立入り実施率等から年間約340件となると見込まれる。当該業務に関する人件費単価は2③と同様であるところ、1件当たりの業務時間は79分、所属長級による決裁時間は1分となり、合計約180万円((66.37円/分×79分+79.44円/分×1分)×340件)の行政費用が発生すると見込まれる。

### 3 直接的な効果(便益)の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

本改正では、古物商が、仮設店舗において営業を営む日時及び場所について、あらかじめ、その場所を管轄する公安委員会に届け出た場合は、古物商以外の者から古物を受け取ることが可能となり、古物の買取りの機会が拡大して、売上げの増加につながる。

⑥ 可能であれば便益(金銭価値化)を把握

業界団体の試算によると、全国で約62億円の売上げの増加が見込まれる。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

遵守費用額の削減はない。

### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

仮設店舗については、営業上の責任の所在場所が固定しておらず、固定した営業所における古物営業と比較して、特定の公安委員会が恒常的に監督することが困難であることから、盗品等の処分に仮設店舗が利用されるおそれがあるものの、古物商からの事前の届出に基づき、必要に応

じて警察職員が当該仮設店舗に立ち入ることにより、公安委員会が古物商を適切に監督することが可能となることから、本改正による副次的な影響及び波及的な影響は限定的と考えられる。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

本改正に要する費用として、年間約2億840万円の遵守費用及び約1億9,280万円の行政費用が見込まれる（2③及び④参照）。

なお、副次的な影響及び波及的な影響として、盗品等の処分に仮設店舗が利用されるおそれがあるものの、公安委員会が古物商を適切に監督することにより、その影響は限定的と考えられる（4⑧参照）。

他方、便益については、約62億円の売上げの増加が見込まれる（3⑥参照）。

これら費用と便益を比較すると、便益が費用を上回ることから、本改正は妥当である。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案としては、古物営業の許可申請の際に、あらかじめ、仮設店舗で営業することを予定している旨を申告していれば、事前の届出を要せずに仮設店舗での古物の受取を可能とするものが想定される。

### [費用]

#### ・ 遵守費用

代替案に伴う遵守費用は発生しない。

#### ・ 行政費用

代替案を採用した場合、古物営業の許可申請と同時に、仮設店舗で営業することを予定している旨の申告が行われることから、仮設店舗に関する届出についての費用等は発生しない。

他方、代替案を採用した場合は、公安委員会において、古物商が仮設店舗において営業を営む具体的な日時や場所を把握することが困難となり、当該古物商に対する十分な監督を行うことが不可能となる。このため、仮設店舗を利用した盗品等の処分の件数が増加すると考えられ、窃盗等の犯罪が増加するなどのおそれと考えられる。

当該問題が発生した場合、違法行為の取締り等に関する行政費用が著しく増大すると考えられる。

### [効果（便益）]

代替案においては、古物営業の許可申請の際に、あらかじめ、仮設店舗で営業することを予定している旨を申告していれば、仮設店舗において、古物商以外の者から古物を受け取ることが可

能となり、古物の買取りの機会が拡大して、売上げの増加につながる。

[副次的な影響及び波及的な影響]

上記のとおり、仮設店舗を利用した盗品等の処分の件数が増加すると考えられ、窃盗等の犯罪の増加等のおそれが考えられる。

[費用と効果（便益）の比較]

代替案に要する費用は、上記のとおりである。

他方、便益については、業界団体の試算によると、全国で約 62 億円の売上げの増加が見込まれる。

[本改正と代替案の比較]

本改正と代替案を比較すると、売上げの増加額は変わらないことから、便益については同様であると考えられるところ、本改正に要する

① 仮設店舗に関する届出についての業務

② 古物商による届出に関する手続

が、代替案は不要となり、それぞれの費用が削減される。

しかし、代替案においては、上記のとおり違法行為の取締り等に関する行政費用が著しく増大すると考えられるほか、盗品等の売買の防止という法の目的を達成することが困難になると考えられ、たとえ上記のような費用の削減があったとしても、代替案を採用することは妥当とは言い難いことから、本改正は妥当である。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制検討段階やコンサルテーション段階において事前評価は活用していない。

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

本改正については、施行から 5 年以内の適切な時期に事後評価を実施する。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

・ 費用

① 古物商が、仮設店舗において営業を営む日時及び場所について、その場所を管轄する公安委員会に届け出た件数

② 仮設店舗に立ち入った件数

(把握方法：公安委員会に対する調査)

・ 効果

本改正に伴う経済効果

(把握方法：業界団体へのヒアリング等)